

長崎市監査公表第 16 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 3 年 11 月 25 日

長崎市監査委員	三	井	敏	弘
同	三	谷	利	博
同	奥	村	修	計
同	林		広	文

令和3年度

監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

企画財政部

理財部

福祉部

出納室

教育委員会学校教育部

選挙管理委員会事務局

公平委員会事務局

監査事務局

農業委員会事務局

固定資産評価審査委員会事務局

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象

部局名	所属名
企画財政部	都市経営室、長崎創生推進室、移住支援室、大型事業推進室、地域コミュニティ推進室、開港450周年事業推進室、財政課
理財部	財産活用課、資産経営室、契約検査課、検査指導室、収納課、特別滞納整理室、資産税課、市民税課
福祉部	福祉総務課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、介護保険課、地域包括ケアシステム推進室
	出納室
教育委員会学校教育部	学校教育課、健康教育課、学校給食センター整備室、東長崎中学校、日見中学校、小島中学校、大浦中学校、梅香崎中学校、戸町中学校、橘中学校、小ヶ倉中学校、長崎商業高等学校、教育研究所
	選挙管理委員会事務局
	公平委員会事務局
	監査事務局
	農業委員会事務局
	固定資産評価審査委員会事務局

第3 監査の範囲

令和2年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

1 重点項目

- (1) 収入事務 諸収入に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 委託料に係る一連の事務手続き
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

第4 監査の期間

令和3年4月1日から令和3年10月27日まで

第5 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 収入事務
 - ア 調定事務 根拠法令等、調定の手続き
 - イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理

- ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い
- (2) 支出事務 業務委託の内容、契約方法、監督及び検査
- (3) 現金等管理事務 つり銭、切手及び IC カード等の管理・保管状況

第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。また、現金等管理事務については現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので記述を省略している。

指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）

1 支出事務について

- (1) 長崎〇〇LOVERS ホームページサーバー運用管理業務委託における検査事務と履行確認について

[長崎創生推進室]

長崎〇〇LOVERS ホームページサーバー運用管理業務委託契約において、仕様書で定めたホームページのドメイン更新手続きについて、更新期限までに履行されず、期限切れ後も速やかに対応がなされていなかった。また、毎月の検査でホームページを目視で確認していなかったため48日間ホームページが閲覧できない状況となっていた。

受注者の債務不履行の事案が発生した場合は、契約検査課へ報告し、受注者への対応について協議するなど適正な事務処理を行われたい。

なお、委託料を減額する変更契約を行っているが、適切な事務処理ではないので留意されたい。

監査委員の意見

監査結果の報告に添えて監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 契約の適正な履行の確保について

今回の事案は、障害発生時の速やかな対応とその後の復旧状況の確認が確実に行われていれば防止できたものである。

業務委託の実施においては、事業の必要性・意義を再認識したうえで、発注者の責務として、業務の進行状況を的確に把握するとともに受注者に適切な指示をするなど必要な監督及び確実な履行確認の検査を実施し、契約の適正な履行の確保を図られたい。